

O D A の不正腐敗事件の再発防止
のための検討会
(議事要旨)

1. 日時 平成 21 年 8 月 26 日 (水) 16 : 00 ~ 17 : 40

2. 場所 外務省南庁舎 893 会議室

3. 出席者

(座長)

渡辺利夫 拓殖大学学長

(委員)

秋藤栄二 社団法人日本貿易会経済協力委員会委員

川上照男 公認会計士

草柳俊二 高知工科大学教授

小寺彰 東京大学教授

名取勝也 日本アイ・ビー・エム株式会社取締役執行役員

名取康彦 弁護士

(外務省)

木寺国際協力局長

大脇国際協力局審議官

梨田国際協力局政策課長

松井国際協力局事業管理室首席事務官

井土国際協力局国別開発協力第一課課長補佐

山中独立行政法人国際協力機構総務部審議役

松下独立行政法人国際協力機構調達部次長

4. 議題

①開会

②資料説明

③自由討議

④その他

5. 議事の概要 (○ : 委員の発言、● : 事務局の発言)

(1)事務局から報告書案を説明後、自由討議。

・「はじめに」について

○ : 「日本企業の国際競争力の低下につながらないように配慮しながら、措置を考えるべき」との文言があるが、ロジックが分かりづらい。むしろ、日本企業のみが不利にならないよう、他国の企業も等しく措置を適用していくというような表現にしてはどうか。

○：日本企業が他国企業と比べて、取扱いに不公平が生じないように、配慮して欲しいという趣旨であり、修正案のとおりで良い。

○：同様の案文は、「企業に対する措置規程の強化」にもあり、「日本企業の国際競争力の低下につながらないように、相手国／第三国の企業が不正を行った場合も同様に対処する」とされている。

○：相手国に不正競争防止法があれば、その法の下に罰せられるし、ODA事業に応札してくれば、ファイナンサーとして措置を適用できるということである。「日本企業に対する措置と同等の効果を持つ対応を取る」というような書き方にしてはどうか。

・PCI 事件後に取られた措置への評価について

○：「価格評価が行き過ぎないように留意すべきであるとの意見も出された」とあるが、「意見も出された」という表現は、この項目の他の箇所と比べて、トーンダウンしている。

○：PCI 事件後に取られた措置への評価を行っている箇所であり、これを踏まえて、提言につながるという流れだと思う。

○：末尾の表現は削除し、「留意すべきである」で対応したい。

・JICA による選定・契約への積極的な関与について

○：「JICA が選定・契約過程において、より積極的に関与していくことが望まれる」とあるが、JICA が派遣する外部専門家を、評価チームに入れることを検討出来ないか。相手国の自主性を担保する必要性があることは理解するが。

○国によって事情が随分異なるため、書きにくい。

●：円借款の現行の制度的枠組みの中で JICA の関与を出来るだけ強めていくこととしている。具体的には、外部専門家を活用してコンサルタントの雇用に目を光らせていくこととしており、その範囲を拡大するとともに、案件のモニタリングを強化する。

○：国によって温度差が違うため、包括的、具体的に書くのは難しい。JICA から説明あった通り、モニタリングを強化すれば良いのではないか。コンサルタント団体も案件モニタリングを強化することは歓迎と言っていた。

○：「具体的な対応は今後 JICA において国情を踏まえつつ検討すべきである」と追記すれば良いのではないか。

・コンプライアンスを高める方策（企業側）について、

○：コンプライアンス対策をしているという多くの企業は、「べからず集」のようなものを作成して、職員に法律違反をしてはならないと言っている。しかし、コンプライアンス対策とは、本来、法律と実態が合わないこと、法律では明記されていないことに対して、どう対処するかが重要であり、企業において対応策を見出す教育・訓練が重要となる。

○：公的な文書にそうした趣旨を盛り込むのは難しい。

●：本検討会で議論いただいたものは、具体性はなくとも、タスクフフォ

一スの場合、外務省・JICAで議論して、1年後に報告する。検討会では問題の所在を指摘していただき、外務省・JICAはそれに対処していきたい。

○：フォローアップについて、全て外務省・JICAで行わなくても良い。具体策はコンサルタント業界団体が主体的に考えていくべきであり、まさに1年の猶予期間を設けて、コンサルタント自身に具体策を提示する機会を与えられると良い。

○：「不正行為等の要求を受けた場合について、政府と企業との役割分担」を定めておくべきとあるが、「役割分担」という言葉は意味が通りにくい。

○：政府と企業の連携が重要ということではないか。

○：連携は重要であるが、最終的に、不正を犯した企業への告発にはどういった対応を取るのか。告発のためには情報収集を行うべきであるが、これは外務省が行うのか、JICAが行うのか、企業が行うのか、「役割分担」という言葉にはそういう趣旨を含んでいる。

○：企業内のルールは定めるべきであるが、一方で、不正情報窓口への通報があった際の外務省・JICAの処置のあり方についても、盛り込む必要がある。企業としては、統一的な処置を取ってもらいたいところである。

○：不正要求を受けた場合については、政府と企業の「連携」という言葉が適当。不正情報窓口への通報後の政府・JICAの対応について、もう一文付け加えてはどうか。

○：告発は刑事上の措置であり、本検討会の検討対象にはならないと承知している。

●：告発や不正情報窓口への通報があった場合の対応に関し、外務省・JICAは情報を確認して、問題あれば警察と情報共有をすることとしているが、「誠実に予断なく対応する」という以上のものはなく、これ以上細かく記載する必要はないと考える。

○：報告書全体を通して、外務省・JICAの対応ぶりについては、自ずと明らかである。

○：「はじめに」のところに、外務省・JICAは不正に対して、従来以上に強い取組みをしなければならないが、外務省・JICAだけでは不十分というように修文すれば良いのではないか。

・相手国に対する方策について

○：相手国の契約に対する知識・理解度が低く、これへの対応策をもう少ししっかり書いたほうが良い。

●：キャパシティビルディングに向けた方策に書き込むこととする。

・提言へのフォローアップについて

○：フォローアップを1年後に行うだけでは、提言案としては弱い。

○：1年後にフォローアップして、提言を修正する必要性があれば、修正していくということではないか。

○：策定した施策項目について具体的検討を行なうワーキンググループを

設置するといった文言を盛り込んでおけば、今後具体策を詰めていくということが分かる。本報告書では不正防止に向けた道筋・骨格を出し、この後に、どうするかを書き入れておくべきである。

●：提言を具体化するために、提言項目に関するタスクフォースを設置することを文章に盛り込む。

(2) 報告書の取り扱いについて

○：今回をもって、委員が一堂に会する検討会は終了することとする。報告書案は、本日の議論を踏まえて、座長に一任させていただく。公表する前に、委員には最終案を提示することとする。

また、本検討会は大臣の懇談会という性格のものであるため、大臣の予定が合えば、座長から、大臣に手交しつつ報告することとしたい。

●：難しいテーマについて、夏の暑い時期に、快く委員を引き受けていただいて、感謝したい。また、本検討会を通じて、委員が外務省・JICAを深く理解していただいていると感激している。